神戸町放課後児童クラブ運営業務委託　公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、放課後児童クラブの安定的な運営と質の向上を図るため、本業務を適切に遂行する能力及び技術力を有し、本業務の目的及び内容等が最も適した事業者を選定することを目的とする。

２．業務概要

(1)業 務 名　　神戸町放課後児童クラブ運営業務委託

(2)業務内容　　「神戸町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」による。

(3)履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

ただし、最優先候補者決定の日から令和９年３月３１日までの期間は業務引継ぎ等の準備期間とする。

(4)契　　約　　令和９年４月１日を１回目とし、以後、履行期間内の毎年度４月１日に締結する。

(5)委託料上限額　　１８０，０００千円

（令和９年度 58,000 千円、令和 10 年度 60,000 千円、令和 11 年度 62,000 千円）

※本業務委託は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第３項第２号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第６条第１項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。

３．参加資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 神戸町入札参加資格者名簿に登載され、かつ、当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。

(2)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者であること。

(3)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(4)神戸町において、競争入札参加資格に係る指名停止等に関する措置要綱等の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 条）第２条第２項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6)営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(7)参加表明手続の前日までに地方公共団体の児童福祉施設、社会福祉施設、教育事業、子育て支援事業のいずれかの運営実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する者であること。なお、契約実績については、指定管理を含むも

のとする。
(8)法人として児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の法律違反の経歴がないこと。（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く。）
(9)放課後児童クラブ運営業務等従事者に対し、放課後児童クラブ運営に関する教育が徹底されていること。

４．失格要件
(1)参加資格要件を満たさなくなった場合
(2)提出資料が提出期限を過ぎて提出された場合
(3)提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
(4)提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
(5)提出資料の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
(6)虚偽の内容が記入されている場合
(7)評価委員や関係職員に接触があった場合
(8)委託料上限額を超える見積金額で提案された場合
(9)参加表明者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
(10)その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合

５．手続等
(1)事務局
岐阜県神戸町教育委員会　教育課
〒５０３－２３９２　岐阜県安八郡神戸町大字神戸１１１１番地
電話：０５８４－２７－０１８１（直通）
ＦＡＸ：０５８４－２７－７０５１
電子メール：kyouiku@town.godo.lg.jp
(2)日程

項目	日程
プロポーザル公告	令和８年１０月２３日（金）
現場確認参加申込書の提出期限	令和８年１１月　６日（金）
現場確認	令和８年１１月　９日（月）９時～正午
質問書の受付期間	令和８年１１月６日（金）～１３日（金）１６時まで
質問書に対する回答	令和８年１１月２０日（金）１６時まで
提案意向申請書の提出	令和８年１１月２５日（水）１６時必着
資格確認結果の通知	令和８年１１月２７日（金）１６時まで
提案書等の提出	令和８年１２月　４日（金）１６時必着
プレゼンテーション、ヒアリング及び審査	令和８年１２月下旬
選定結果の通知	令和９年１月上旬～中旬

(3)関係書類の提出等

①現場確認参加申込書の提出

令和８年１１月　６日（金）（必着）

現場確認を希望する事業者は、現場確認参加申込書（様式１）により事務局へ提出すること。なお、参加人数は１事業者２名までとする。申込がなければ実施はしないこととする。なお、現地確認参加の有無は審査には影響しない。

②現場確認

日程のとおり。申込者には事務局より別途連絡する。

③質問書の受付期間

令和８年１１月６日（金）～１３日（金）１６時まで

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式２）により電子メールで事務局へ提出すること。

※受付期間は、役場開庁日の９時～１６時まで。

④質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和８年１１月２０日（金）１６時までに全社へ通知する。

なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

⑤提案意向申請書の提出

令和８年１１月２５日（水）（１６時必着）

提案書の提出意思について、様式３により事務局へ提出すること。

６．提案書の提出手続き

(1)提出期限

令和８年１２月４日（金）（１６時必着）

※受付時間は、役場開庁日の９時～１６時まで

(2)提出場所

神戸町教育委員会　教育課

(3)提出方法

①直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

②提出書類及び提出部数

提出書類	部数
提案書（表紙は様式４、ほか任意様式）	原本　１部 （クリップ留め）
会社概要（様式５）	
放課後児童クラブ事業受注実績（様式６）	
見積書（様式７）	写し１０部 （クリップ留め）
業務実施体制（通常時、長期休業期間運営時）	

(4)提出書類の記入上の留意事項

①上記の提出書類を期限までに提出すること。なお、提出書類の作成等に要した費用及

び報酬は提案事業者の負担とする。

②提案書（鑑は様式４、ほか任意様式）に代表者印を押印のうえ提出すること。

③提案書は一社一提案とする。任意様式にて、用紙はＡ４版、片面１５枚以内とし、下記内容を必ず記載すること。また、各ページにページ番号を付し、写しについては社名及びロゴの部分に黒塗り等でマスキングを行うこと。

●放課後児童クラブの運営に対する基本理念等に関する提案
●放課後児童クラブの運営管理及び創意工夫に関する提案
●家庭や学校との連携、保護者の要望・苦情対応や利便性向上に関する取り組み
●特性のある児童や外国籍児童への対応に対する提案
●指導員等の確保体制に関する提案
●業務責任者及び従事者配置体制に関する提案
●従事者に対する巡回指導及び研修計画に関する提案
●事故や災害発生時等の緊急時における対応に関する提案

なお、マニュアル等の添付資料がある場合は、合わせて提出すること。

④見積書（様式７）

●見積額を記載欄に記入すること。また、添付書類として年度毎の積算内訳書を指定の経費別に記入すること。

（見積にあたっての業務にかかる留意事項）

●おやつは長期休暇時の提供を基本とし、その選定にあたっては、特定原材料の表記について留意すること。
●夏休み期間中、希望者に対し昼食の提供を予定しているので、昼食配膳業務等の予定をすること。

⑤登録児童数等

令和８年度の神戸町放課後児童クラブ（学童保育）登録児童数は次のとおりであるので、提案書作成の参考とすること。

計欄は、通年＋長期休暇時の人数で、（　　）書きは内数である。部屋数の（　　）書きは、長期休暇時の使用部屋数である。

学年	ひまわり 児童クラブ （神戸小学校）	いぶき 児童クラブ （下宮地区公民館）	なのはな 児童クラブ （南平野小学校）	つくしんぼ 児童クラブ （北小学校）	計
１年	３０（９）	１０（２）	１２（２）	２３（５）	**７５（１８）**
２年	２２（５）	９（２）	８（１）	２０（４）	**５９（１２）**
３年	２３（９）	５（1）	１０（２）	１９（６）	**５７（１８）**
４年	２０（１４）	５（２）	７（２）	１５（７）	**４７（２５）**
５年	１５（１５）	４（４）	１４（１４）	１４（１４）	**４７（４７）**
６年	７（７）	５（５）	７（７）	２（２）	**２１（２１）**
計	１１７（５９）	３８（１６）	５８（２８）	９３（３８）	３０６（１４１）
部屋数	２（５）	１（２）	１（２）	１（３）	

※１単位の定員は、概ね４０人です。
※通年時の支援単位は、ひまわり児童クラブのみ２単位です。
※長期休暇時は、新たに支援単位を設けます。
※ひまわり児童クラブ、なのはな児童クラブ、つくしんぼ児童クラブについては、一時的な活動場所として小学校の体育館も使用しています。
※いぶき児童クラブは、夏休みに一時的な活動場所として施設内の多目的ホールや下宮小学校の体育館を使用しています。

７．評価委員会

提案書類の評価は、町職員及び識見を有する者で構成された評価委員会において、本町の定める評価項目により実施する。

８．プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等の必要書類の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

⑴ 実施日：令和８年１２月下旬
⑵ 場所：神戸町役場南庁舎３階大会議室（予定）
⑶ 提案：１提案者につきプレゼンテーション２０分以内、ヒアリング審査（質疑応答）１０分程度
⑷ 留意事項
①プレゼンテーションは、事前に提出された提案書等を用いて行うこととし、差し替え、追加資料は認めない。
②出席者は、１提案者３人までとする。
③プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、提案書をスクリーンに投影して説明できることとする。ただし、町で用意する機材は、プロジェクター、スクリーン、接続用ケーブルとし、パソコンは用意しない。プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に機種等について事務局に確認し、提案者においてパソコンを持参すること。
④プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容は、町がＩＣレコーダー等で記録するものとする。ただし、記録内容については非公開とする。
⑤プレゼンテーション中は社名を伏せ、スクリーンに投影して説明する場合においても、資料中の社名及びロゴが隠れるよう黒塗り等でマスキングを行うこと。
⑥ヒアリング終了後の回答内容の変更は不可とする。
⑦開始時間等の詳細は、各提案者に別途通知する。なお、提案の順番については、提案書の受付順とする。

９．企画提案の審査等について

⑴ 評価委員会において、提出された提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員の評価点の合計点が最も高い者を選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

(2)企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は「別表　神戸町放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル評価基準表」のとおりとする。
(3)最低基準点
　評価委員の評価点の合計が、９００点満点の６０％（５４０点）を最低基準点とし、これを満たさない提案者は選外とする。
(4)審査結果の通知
　すべての提案者に対して、文書で通知する。

１０．契約関係
(1)契約の締結
①神戸町は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。
②契約締結については、最優先候補者の提案書等を基に協議を行い、必要な範囲内において、変更、追加及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映させることができるものとする。
③指名競争入札者審査委員会の審議を経た後、手続きに入る。指名競争入札者審査委員会の審議の結果、契約を締結しないことがあるため、最優先候補者は、本プロポーザルの選定をもって当然に契約を締結し得る権利を有するものではない。
④契約は、令和９年４月１日を１回目とし、以後、履行期間内の毎年度４月１日に締結する。
(2)契約の変更
　部屋数又は利用児童数等の変動により経費に変動がある場合、又は物価の急激な変動等不可避な社会情勢の変動が生じた場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。

１１．開設準備期間
　最優先候補者決定の日から令和９年３月３１日までの期間は、仕様書に掲げる指導員等の確保、指揮命令系統の確立、事業を引き継ぐための研修等の業務実施にかかる準備をして構わない。なお、開設の準備に要する費用は、最優先候補者の負担とする。

１２．その他
(1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2)本件プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とし、参加報償費等は支払わない。
(3)提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
(4)提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができる。また、町が必要と認めた場合、書類の追加提出を求めることがある。
(5)仕様書は、プロポーザルにあたり本業務に対する町の考えをまとめたものであり、町と受託者が協議のうえ、企画提案時に示した見積金額を上限として、内容を確認、変更できるものとする。

(6)提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、神戸町情報公開条例（平成 13 年神戸町条例第 12 号）の規定に基づき開示請求されたときは、同条例第７条に定められたものを除き、公開対象となる。著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物として、同法第 18 条第３項第３号に規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記すること。ただし、開示非開示の判断は、町が同条例に基づき企画提案書を参考に客観的に判断する。

(7)本プロポーザルの提案者が１者であっても審査を行う。

(8)やむを得ない理由等により、町がプロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

(9)メール等の通信事故について、町は一切責任を負わない。

(10)提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後の本町との契約等について不利益な扱いをするものではない。

別表　神戸町放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル評価基準表

	評価項目	評価の視点	配点
1	基本理念	・放課後児童クラブに対する基本理念、方針、目標	１０
2	運営管理・創意工夫	・児童の育成支援に関する取り組み ・特性のある児童や外国籍児童等に対する対応等	１０
3		・家庭や学校との連携 ・保護者の要望・苦情の対応や利便性の向上に関する取り組み ・おやつ・昼食への対応	１０
4	指導員等の確保	・指導員等の人材確保及び適正配置	１０
5	指導員等の指導体制	・指導員等の研修体制及びその内容 ・特性のある児童や外国籍児童等への体制	１５
6	危機管理体制	・事故発生時の対応、予防体制	１０
7	経営状況	・経営母体の財政健全性	１０
8	業務実績	・放課後児童クラブの業務実績	１０
9	見積	・見積金額の妥当性	１５
合計			１００